

議案第10号

令和5年度水戸市教育行政方針について

令和5年度水戸市教育行政方針について、別紙のとおり決定する。

令和5年3月30日提出

水戸市教育委員会教育長 志 田 晴 美

別紙

令和5年度水戸市教育行政方針

本市の教育行政の推進に当たっては、生命・人権尊重の精神を基盤として、知性にとみ、心身ともに健全で、調和のとれた人間の形成を目指し、水戸市教育施策大綱に掲げる基本理念「水戸を愛し、世界で活躍できる人材の育成」のもと、先人の教えである先見性や実践性、国際的な視野を念頭に置き、近世の教育遺産群として日本遺産に認定された弘道館の魁の精神を受け継ぐ文教の府にふさわしい、水戸ならではの魅力ある教育の推進に努める。

また、よりよい教育環境の中で、家庭、地域、学校など、社会全体の連携を強化し、未来をリードする子どもの健やかな成長を図るとともに、誰もが生涯を通じて学習できる環境づくりを行い、地域の教育力の向上と地域コミュニティ活動の活性化を図り、地域社会を牽引し、国際社会で活躍できる人材の育成を目指す。

基本的方向1 子どもをしっかりと育てる環境づくりの推進

未来をリードする子どもを健やかで心豊かに育てるため、家庭、地域、学校等が連携、協力し、それぞれの役割を十分に果たしながら、社会全体で子どもをしっかりと育てる体制づくりに努める。

また、幼稚園、保育所、認定こども園、小・中学校^{※1}が互いに連携を深めながら、社会で自立して生きるための基礎を育み、子どもの健やかな成長、発達の支援に努める。

基本目標1 人間としての基礎を育む家庭づくり

家庭において、親子などの深い情愛をもったふれあいを通して、社会的なマナーを身につけ、豊かな情操等を育めるよう、子どもの健やかな育ちの基盤である家庭の教育力の向上を図る。

1 家庭の教育力の向上

市民センターや学校、保育所等と連携しながら、子どもの発達段階に応じた学習機会を幅広く提供するとともに、支援を必要とする家庭に対し、個に寄り添った相談対応や情報提供を行うなど、家庭教育を支援するための取組の充実に努める。

【目標指標】

訪問型家庭教育支援事業（学校等と連携したアウトリーチ型支援）訪問世帯数 80件

【主な施策】

施策	主な内容
基本的な生活習慣や学習習慣を身につけさせるための家庭教育への支援	・学校（園）と家庭、地域との連携強化 ・学習習慣確立のための家庭への啓発事業 ・家庭教育講座等の充実 ・訪問型家庭教育支援事業の拡充

※1 小学校には義務教育学校前期課程、中学校には義務教育学校後期課程を含むものとする。

基本目標2 安心で安全な地域づくり

地域住民によるボランティア活動等を通して、地域で子どもを守り育てる体制づくりに努めるとともに、放課後を含めて、安心して過ごせる環境を整備する。

1 地域で子どもを見守る体制づくりの推進

子どもたちが安全、安心な学校生活を送るため、警察、PTA、地域ボランティア等の関係機関・団体と、より一層の連携を図りながら、登下校時の安全対策や不審者対策など、地域ぐるみの学校安全対策の強化に努める。

また、地域人材の活用や地域住民によるボランティア活動等を通して、学校や子どもを支援する取組を推進するなど、地域ぐるみで子どもの健やかな成長を育む体制づくりに努める。

【目標指標】

通学路安全対策（ハード事業）の実施 25 か所

【主な施策】

施策	主な内容
安全対策の推進	<ul style="list-style-type: none">・登下校時における安全対策の充実(通学路安全対策, スクールガード活動の促進等)・安全対策情報(不審者等の情報)の公開・新^{※2}学校施設内の防犯カメラの設置・更新
地域の教育力の活用	<ul style="list-style-type: none">・地域人材の活用(ゲストティーチャー, スクールボランティア等)・大学等と連携した学校行事や学習の支援・新 地域スポーツ・文化クラブ活動体制の推進(部活動改革)

基本目標3 子どもをしっかりと育てる学校づくり

子どもの心身の健やかな成長と発達を支援するため、安全で快適な教育環境の整備に努めるとともに、人間形成の上で重要な幼児期の教育を基盤として、地域の理解と参画を得ながら、より質の高い学校教育を推進する。さらに、中核市としての特色を生かした研修を実施し、教員の指導力や資質の向上を図るとともに、誇りや生きがいをもって子ども一人一人と確実に向き合える環境を整える。

1 幼児教育の充実

幼児教育においては、生涯にわたる人格形成の基礎を培うとともに、子どもの心身の発達や特性を考慮し、健全な発達に適した教育環境の整備を図り、「遊び」を中心とした人との関わりや心身の健全な発達に資する総合的な指導に努める。

また、全ての就学前の子どもが分け隔てなく健やかに育つ環境を整備するため、私立等も含めた幼稚園、保育所、認定こども園と小学校との連携や職員の資質向上を目指した諸施策を推進し、発達や学びの連続性を踏まえた円滑な小学校教育との接続に努める。

【目標指標】

幼児教育と小学校教育の接続のための協議会の開催（年間） 2回

【主な施策】

施策	主な内容
幼児教育の推進	<ul style="list-style-type: none">・小学校への円滑な接続（幼児教育と小学校教育の接続のための協議会における研修や情報の共有、小学校への接続のためのカリキュラム「アプローチ・スタートカリキュラム」の実施）・英語遊びの実施・幼稚園等への訪問指導の充実

2 教育環境の整備、充実

子どもが安全かつ快適な環境で過ごすことができるよう、長寿命化改良事業やトイレの洋式化をはじめとする学校施設の整備を推進するなど、教育環境の充実に努める。

また、教員が子どもと向き合う時間を確保するため、教職員の働き方改革基本方針に基づき、業務改善に取り組むとともに、教職員の意識改革を推進するなど、長時間勤務の縮減に努める。

【目標指標】

長寿命化改良工事完了 屋内運動場1校

【主な施策】

施 策	主な内容
学校施設の整備，充実	<ul style="list-style-type: none"> ・長寿命化改良事業の推進（工事：石川小学校校舎，寿小学校校舎，梅が丘小学校屋内運動場，設計：妻里小学校校舎） ・トイレ洋式化等改修事業の推進（工事：吉沢小学校） ・飯富小学校・中学校の整備に向けた耐力度調査の実施 ・校舎増築事業の推進（設計：酒門小学校） ・学校施設の緊急安全対策の推進 ・学校施設のバリアフリー化の推進（多機能トイレ設置等工事：千波小学校屋内運動場） ・学校給食施設設備の整備，充実（新 厨房機器等の計画的な更新）
教職員の働き方改革の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・職場環境の充実（学校弁護士相談事業，新 インターネットバンキングの活用等） ・教職員の意識改革の促進（勤務時間の管理徹底，働き方に関する研修の開催，学校閉庁日の実施）

3 地域とともにある学校づくりの推進

子どもの教育活動や学校運営に関する情報を家庭や地域に公表するとともに，学校運営協議会（コミュニティ・スクール）の円滑な運営により，保護者や地域住民等の理解と参画を得ながら，家庭，地域との連携のもと，地域とともにある特色ある学校づくりに努める。

また，市民センターに地域と学校をつなぐコーディネーターとしての役割を持たせ，地域の参画を得ながら，学校運営協議会で協議された課題の解決や提案の実現を図る地域学校協働活動を進め，学校を核とした地域づくりに努める。

【目標指標】

学校運営協議会による学校協働活動の年1回以上の実施 全小中学校（48校）

【主な施策】

施 策	主な内容
地域住民の学校運営への参画	<ul style="list-style-type: none"> ・学校運営協議会（コミュニティ・スクール）の活動の充実（学校の課題解決に向けた協働活動の実施） ・新 地域学校協働活動の段階的な推進
学校への理解を深めるための取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・学校ホームページ等を活用した身近な情報の発信 ・「学校へようこそ」等の実施による学校公開

4 特色ある学校教育の充実

各中学校区における教育活動を推進するため、各中学校区が掲げる小中一貫グランドデザインを推進し、学区ごとの特色を生かしながら、系統的・継続的な教育の充実に努める。

また、少人数での教育のよさを生かした小規模特認校における理科・環境教育、学校体育・保健安全教育など、学校の特色を生かした教育を推進する。

【目標指標】

小中一貫教育の重点項目「学力向上」の実践 全中学校区（16 校区）

【主な施策】

施 策	主な内容
小中一貫教育の推進	・小中一貫教育の推進（9年間を見通した教育課程の編成、小学校等における教科担任制の推進） ・「水戸まごころタイム」の充実（ESD（持続可能な開発のための教育）、課題解決学習等の推進） ・各中学校区における小中一貫グランドデザインの推進
学校の特色を生かした教育の推進	・特色ある学校づくりの推進（小規模特認校制度等）

5 健やかな心と体の育成

子どもがよりよく生きるための基盤となる道徳性を養うため、自己を見つめ、人間としての生き方について考えを深める学習を通して、健やかな心を育成する。

また、子どもの健康の保持・増進と体力の向上を図るため、発達段階や系統性を踏まえながら、生涯にわたって運動に親しむことができる資質や能力の向上に取り組むとともに、定期健康診断等による疾病、異常等の早期発見に努める。

さらに、学校給食を活用した食育の拠点である学校給食共同調理場等において、安全・安心で栄養価の高い給食を提供することはもとより、子どもの望ましい食習慣の形成に向け、研修会を開催するなど、児童生徒をはじめ、広く市民に開かれた食育活動に取り組むとともに、地場産物の活用や大学との連携事業等による食育の推進に努める。

【目標指標】

体力テストA+Bの割合 県平均以上

【主な施策】

施 策	主な内容
道徳教育の充実	・重点内容項目を明確にした道徳授業の実施 ・「道徳 まごころ」の活用 ・道徳性を育む体験活動の推進

体力・運動能力の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・体力アップ推進プランに基づく活動の充実 ・学校外プール施設を活用した水泳授業の実施
学校保健・安全の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の健康保持・増進（小児生活習慣病予防健診，中学生ピロリ菌検査，各種健康診断の実施） ・新型コロナウイルス感染症をはじめとする感染症対策の推進 ・性教育（性感染症），健康教育（喫煙，飲酒，薬物乱用の防止，生活習慣病，がんの予防）の推進 ・避難訓練の実施
食育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・食育の充実（地場産物の活用拡大，大学との連携，食育講演会の開催，学校給食共同調理場の活用等） ・安全で安心な学校給食の提供（衛生管理の徹底，食物アレルギーへの対応等）

6 指導・相談体制の充実

問題行動等生徒指導上の諸課題については，家庭，地域，学校，関係機関と連携，協力しながら，適切な指導を行うなど，子どもが社会の一員として生きる基盤を育てる学校づくりを推進する。

また，不登校の未然防止に向け，一人一人の考えを尊重し，互いの良さを認め合う意識の醸成や集団づくりを進めることで，安心して通える魅力ある学校を目指すとともに，子どもの社会的自立に向け，一人一人に寄り添いながら，個別の状況に応じた支援に努める。

さらに，特別な教育的支援を必要とする子どもが，その必要とする支援や発達段階等に応じた適切な教育を受けることができるよう，一人一人の教育的ニーズを把握し，個に応じた就学相談体制や指導の充実に努める。

【目標指標】

不登校児童生徒数（対前年度） 減少

【主な施策】

施策	主な内容
生徒指導の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・不登校の早期発見・早期対応 ・来所相談，電話相談，適応指導教室「うめの香ひろば」における援助指導等の充実 ・学校における相談体制の充実（スクールカウンセラー，心の教室相談員の活用促進等） ・家庭的な問題を抱える児童生徒に対する教育・福祉両面からの専門的支援の充実（スクールソーシャルワーカーの活用促進） ・新 校内フリースクールの設置

特別支援教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援教育支援員の配置，特別支援教育コーディネーターを中心とした校内相談等の体制の充実 ・特別支援教育専門員による教職員や保護者に対する専門的な助言・相談体制の充実 ・早期支援体制，就学相談体制の充実（こども発達支援センター等との連携強化）
-----------	--

7 教職員の資質能力の向上

質の高い教育を提供するため，中核市として本市の実情に合ったよりきめ細かな研修等を通して，使命感の醸成や実践的指導力の育成，高度な専門的知識の習得など，さらなる教職員の資質能力の向上に努める。

また，教育会との連携による研究・研修を進めるとともに，全国学力・学習状況調査等の結果分析や評価等を通して，学力向上のための指導方法の工夫・改善に努める。

さらに，授業力の向上を図るため，計画訪問や要請訪問等を通じた指導，助言の充実に努める。

【目標指標】

I C T活用目標 Stage 3 「教育データ（学習履歴）の活用」を習得した教員の割合 100%

【主な施策】

施 策	主な内容
教職員研修の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・市独自の教職員研修（法定研修等）の充実 ・教員の I C T活用能力の向上（教員の研修・支援体制の充実，スキルチェックの実施） ・新 英語指導力の強化（英語教員及び英語指導助手（A E T）に対するティーム・ティーチング指導法研修等の充実） ・教育会（研修事業部）との連携
研究事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・調査研究事業の推進（研究指定校，学力向上調査研究事業） ・教育会（研究事業部，広報事業部）との連携（読解力向上事業等）
指導，助言の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問指導（計画訪問，学校支援訪問，要請訪問，随時訪問等）による授業力向上や生徒指導への支援 ・学校事故への迅速な対応

基本的方向2 一人一人の確かな学びと夢を実現する水戸スタイルの教育の推進

新学習指導要領の趣旨を踏まえ、子どもの「生きる力」をより一層育むため、創意工夫を凝らした特色ある教育活動の展開や本市の教育資源を活用した学習等を通して、学びの基礎や確かな学力を身につけるとともに、豊かな感性や思いやりの心の育成に努める。

また、子ども一人一人の良さや可能性を伸ばし、次の時代をリードし、水戸の明るい未来を創造していける人材、国内外で活躍できる人材の育成に努める。

基本目標4 確かな学びと学習意欲を高める教育【チャレンジプランの推進】

子どもの「生きる力」の育成を目指し、確かな学力の定着や自ら学ぼうとする意欲を育成する「チャレンジプラン」を推進し、基本的生活習慣の確立や個に応じた学習指導の充実を図る。

1 学びの基礎や確かな学力の定着

子どもが主体的に学習に取り組む態度を養い、基礎的・基本的な知識・技能を習得できるよう努めるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等のバランスのとれた育成に努める。

また、家庭との連携を図りながら、基本的生活習慣や学習習慣の確立に努める。

【目標指標】

全国学力・学習状況調査の各教科における平均正答率（対県平均）

（小6）+1ポイント，（中3）+1ポイント

【主な施策】

施策	主な内容
確かな学力の定着	<ul style="list-style-type: none">・基本的生活習慣の確立（「規律と協働を高める八策」の推進）・個に応じた学習指導の充実（A I ドリルの活用，学力向上サポーターによる指導）・新リーディングスキルテストを活用した読解力の向上・学びの診断の実施とA I ドリルによる課題の克服・家庭学習の充実（家庭学習スタートノートの活用等）
自ら学ぼうとする意欲の育成	<ul style="list-style-type: none">・数学・学習相談「SPOT in MITO」の実施・大学との連携事業「つながる学び みと☆Future College」による授業の充実

基本目標5 世界で活躍できる資質を磨く教育 【グローバルプランの推進】

英会話力や情報活用能力の向上を図るとともに、防災リーダーなど次世代リーダーを育成する「グローバルプラン」を推進し、新しい時代を切り拓き、一人一人の夢の実現に向かって世界で活躍できる資質・能力を育成する。

1 社会変化に対応した教育の推進

子どもが「Society 5. 0時代」や「ポストコロナ」をはじめとするこれからの時代を生き抜いていけるよう、ICT教育、国際理解教育の推進とともに、次世代リーダーの育成など、グローバル社会で活躍できる力の育成に努める。

【目標指標】

中学校卒業時英検3級相当以上の生徒の割合 62%

【主な施策】

施策	主な内容
英会話力の向上	・実践的なコミュニケーション能力の育成（オール・イン・イングリッシュによる英会話授業やイングリッシュデイキャンプの実施等）
ICT環境を活用した「令和の学びのスタンダード」の実現	・1人1台端末等の活用による学びの充実（デジタル教材の活用、教育データ（学習履歴）の活用、外部講師との交流授業の実施等） ・家庭学習における端末等の活用 ・情報モラル・セキュリティに関する指導の充実
次世代リーダーの育成	・次世代エキスパート育成事業の充実（ 新 高等学校と連携した音楽、農業技術、国際ビジネス分野における育成等） ・防災リーダー育成事業の実施

基本目標6 郷土を愛し、豊かな感性を磨く教育 【キャリアプランの推進】

郷土への理解と関心を深める教育や水戸芸術館を活用して豊かな感性を育む教育を充実するとともに、さまざまな体験学習を通して協調性や自律性を育む「キャリアプラン」を推進し、社会に貢献しようとする態度や困難を乗り越える強い精神力を育成する。

1 郷土を愛する心を育てる教育の充実

水戸の自然や歴史、文化、産業などについて理解を深めるとともに、地域に伝わる文化や伝統芸能の継承活動、副読本を活用した郷土教育などを通して、ふるさと水戸を愛する心の育成に努める。

また、おもてなしボランティア等の活動を通して、もてなしの心や社会に尽くす態度の育成に努める。

【目標指標】

日本遺産に関する学習の実施 全校（48校）

【主な施策】

施策	主な内容
郷土への理解を深める教育の充実	・「水戸まごころタイム」における水戸教学の推進 ・社会科副読本を活用した日本遺産の学習
もてなしの心を育む教育の推進	・おもてなしボランティア活動の推進（チーム魁，魁二の丸隊，子ども梅大使の活動，水戸黄門漫遊マラソン）

2 豊かな感性の育成

水戸芸術館との連携による芸術教育，自然体験活動等を通して，心豊かでたくましい子どもの育成に努める。

また，企業等との連携による職場見学や職場体験活動等を通して，学ぶことや働くこと，生きることを実感させ，将来について考えるキャリア教育等の充実に努める。

【目標指標】

芸術鑑賞会の開催（年間） 3回

【主な施策】

施策	主な内容
世界に誇る水戸芸術館と連携した芸術教育の充実	・芸術鑑賞会の開催（演劇・音楽部門） ・「中学校合唱の祭典」の開催（音楽部門） ・ 新 水戸芸術館による学校訪問アートプログラムへの参加（美術部門）
体験学習の充実	・民間企業，商工会議所等との連携による職場見学，職場体験の実施 ・宿泊を伴う自然教室の実施

基本目標7 いのちや人権を大切にす教育【ふれあいプランの推進】

いじめの未然防止や解決に向けて取り組む「ふれあいプラン」を推進し、いのちや人権を尊重する態度やいじめを許さない気運を醸成するとともに、規範意識や思いやりの心を育成する。

1 いじめ解決に向けた取組の推進

いじめの未然防止及び早期発見に向け、小さいいじめも見逃さない学校づくりに努めるとともに、悩みを抱える子どもが安心して相談しやすい環境を整え、いじめ問題に組織的に取り組み、迅速で的確な対応を行うなど、いじめの早期解消を図る。

また、人権教育を通して、子ども一人一人がその発達段階に応じ、人権課題の正しい理解や確かな人権感覚を養うとともに、あらゆる偏見や差別をなくし、互いの大切さを認め合う心の育成に努める。

【目標指標】

いじめ解消率（次年度フォローアップ値） 100%

【主な施策】

施策	主な内容
いじめの未然防止	<ul style="list-style-type: none">・あいさつ運動の実施・いじめ解決フォーラム，ワークショップの実施・SNSによるいじめに関する講演会の実施
いじめの早期発見・早期対応	<ul style="list-style-type: none">・悩みを相談しやすい環境づくり（いじめ相談ダイヤルの設置，新 1人1台端末のアンケート機能を活用したオンライン相談窓口の開設）・いじめの実態調査・いじめ防止対策推進法に定める組織等の設置
学校における人権教育の充実	<ul style="list-style-type: none">・人権課題に関する教育，啓発活動の充実

基本的方向3 参画と協働の人づくりの推進

青少年・若者の成長と自立を社会全体で支え、見守り、育てるとともに、市民一人一人が生涯を通じて自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、あらゆる機会、場所において学習することができ、その成果を地域に生かすことができるよう努める。

また、歴史的資源を生かした歴史まちづくりを市民との協働で進め、郷土に対する誇りと愛着を深めるとともに、歴史と伝統を基底に、国内外で活躍できる人材の育成に努める。

基本目標8 社会に参画する若者づくり

地域と一体となって、若者の健やかな成長を促し、豊かな人間性や社会性を備え、さまざまな地域活動へ積極的に参画し、社会で躍動する自信あふれる若者を育成する。

1 青少年・若者の健全育成

豊かな人間性や社会性を備えた青少年・若者を育むため、市青少年育成推進会議を中心に、家庭、地域、学校、行政が連携を図りながら、青少年・若者の地域活動や社会参加活動を支援する。

また、関係機関・団体と連携し、街頭補導活動や社会環境健全化活動を推進するとともに、電話、来所等による相談活動を通して、青少年の問題行動の早期発見や非行防止に努める。

少年自然の家においては、現代的な教育課題に対応した体験活動の実施や地域の特性を生かしたプログラムの開発をはじめ、移動天文車を活用した天体観測等の体験活動を展開するなど、自然体験活動の拠点としての機能充実に努める。

【目標指標】

少年自然の家利用者（年間） 20,000人

【主な施策】

施策	主な内容
青少年・若者の健全育成のための事業の充実	<ul style="list-style-type: none">・青少年・若者の自主的な社会参加活動の促進（高校生社会参加促進事業、青少年育成団体との協働事業等）・子ども会の活性化に向けた方策の推進・少年自然の家における自然体験活動の充実・新 青少年の育成に関する講演会の開催
問題行動の早期発見と非行防止	<ul style="list-style-type: none">・青少年相談員による街頭補導・電話、来所等による青少年相談

基本目標9 社会や地域のために自ら活動する人づくり

市民一人一人があらゆる場所、機会において、自ら学び、その成果を地域に生かす環境づくりを進め、変化に対応して新たな価値を創造し、地域社会を牽引する人材を育成する。

1 学習機会の充実

市民が自ら学び、豊かな心を養うことができるよう、市民ニーズや社会の要請に応じた多様な学習機会、学習情報の提供に努める。

さらに、学習によって得られた成果をまちづくりや人づくりに生かしていくための環境づくりに努める。

図書館においては、図書や資料の収集等をはじめ、学校図書館と連携し、子どもが読書に親しむ環境づくりを進めるなど、市民の自主的な学習活動の支援に努める。

人権教育においては、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づく基本計画を踏まえ、全ての人々の人権が真に尊重される社会の実現を目指し、広く人々の人権問題に対する理解と認識を深め、差別意識の解消と人権に関わる問題の解決に努める。

【目標指標】

生涯学習サポーター等による現代的課題や地域が抱える課題解決のための講座開催（年間）
10 講座

【主な施策】

施策	主な内容
学習環境の充実	・現代的課題や地域が抱える課題解決のための学習機会の提供 ・みと好文カレッジ、市民センターにおける「みと弘道館大学」の充実
みと好文カレッジ事業の充実	・生涯学習サポーターをはじめとする生涯学習推進のための人材の育成、活用（「さきがけ塾」の開催等） ・生涯学習活動への参加促進
人権教育の充実	・部落差別（同和問題）をはじめとする人権問題に関する教育、啓発活動の充実
図書館事業の充実	・レファレンスサービスの充実 ・学校図書館支援事業の推進 ・子ども読書活動推進計画（第2次）の推進 ・市民との協働による図書館活動の推進 ・地域の特性を生かした図書館づくりの推進

基本目標 10 歴史を学び未来へ受け継ぐ人づくり

市民との協働により、風格ある歴史まちづくりを進め、郷土への誇りと愛着を深めるとともに、歴史や文化、芸術に親しみ、国際社会で活躍できる人材を育成する。

1 歴史的資源の保全と活用

水戸の貴重な財産である歴史的資源を大切に守り、次代へ継承するとともに、水戸ならではの風格ある歴史まちづくりを進め、まちの魅力として高めていくため、文化財の適切な保護、保存、活用に努める。

また、近世日本の重要な教育遺産であり、日本遺産の構成文化財である弘道館と偕楽園の世界遺産登録に向け、関係自治体との推進協議会を通じた広域連携による取組を進めるとともに、学校教育の場での活用や市民との協働による取組の推進に努める。

博物館においては、郷土水戸に関わりのある自然、歴史、民俗、美術等の資料を収集・保管するとともに、展覧会の開催等を通して、郷土の歴史や文化、自然にふれることのできる機会を提供するなど、地域、学校との連携のもと、市民が楽しむことのできる教育普及事業の充実に努める。

【目標指標】

市指定文化財指定及び市地域文化財認定（年間） 3件

【主な施策】

施策	主な内容
文化財の保護、保存、活用	<ul style="list-style-type: none">・新 水戸市文化財保存活用地域計画の策定・市指定文化財の指定及び水戸市地域文化財の認定・水戸城歴史的建造物の活用・ヒカリモの検証・活用事業の推進・史跡等整備活用事業の推進（台渡里官衙遺跡群）・埋蔵文化財発掘調査事業及び公開活用事業の推進・民俗芸能伝承団体への支援
世界遺産登録・日本遺産周知に向けた取組の推進	<ul style="list-style-type: none">・広域連携による世界遺産登録推進活動と市民との協働による取組の推進（（仮称）世界遺産国際シンポジウムの開催等）・日本遺産ブランド力向上事業（牛久市、笠間市と連携した茨城県日本遺産3市連携講演会（仮称）の開催等）
博物館事業の充実	<ul style="list-style-type: none">・特別展等の開催（夏休み子どもミュージアム、秋季・冬季特別展）・博物館資料「石河明善日記」刊行事業の推進・小・中学校との連携事業の推進（体験講座、出前講座、職場体験等）

水戸市教育委員会における個人情報の保護に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、水戸市教育委員会（以下「教育委員会」という。）における個人情報の取扱いに関する基本的事項について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「政令」という。）、個人情報の保護に関する法律施行規則（平成28年個人情報保護委員会規則第3号。以下「委員会規則」という。）及び水戸市個人情報保護法施行条例（令和5年水戸市条例第2号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(個人情報保護管理者)

第2条 法に基づく個人情報の適正な管理をするため、個人情報保護管理者を置く。

2 個人情報保護管理者には、水戸市教育委員会事務局組織規則（昭和61年水戸市教育委員会規則第6号。以下「組織規則」という。）第2条第1項に規定する課の長及び同条第2項に規定する出先機関の長をもって充てる。

(個人情報ファイルの保有等に関する事前通知等)

第3条 個人情報保護管理者は、個人情報ファイル（法第60条第2項に規定する個人情報ファイルをいう。以下同じ。）を保有しようとするときは、あらかじめ、教育企画課長に対し、法第74条第1項各号に掲げる事項を通知しなければならない。通知した事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の規定は、次の各号に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。

- (1) 市の安全その他の市の重大な利益に関する事項を記録する個人情報ファイル
- (2) 法第74条第2項第1号から第10号までに掲げる個人情報ファイル

3 個人情報保護管理者は、第1項に規定する事項を通知した個人情報ファイルについて、組織規則第2条第1項に規定する課及び同条第2項に規定する出先機関がその保有をやめたとき、又はその個人情報ファイルが法第74条第2項第9号に該当するに至ったときは、遅滞なく、教育企画課長に対しその旨を通知しなければならない。

(法の施行等)

第4条 前2条に規定するもののほか、教育委員会における法、政令、委員会規則及び条例の施行については、水戸市長における個人情報の保護に関する規則（令和5年水戸市規則第15号）第5条から第10条までの規定の例による。

(報告)

第5条 教育委員会は、法の施行の状況その他必要と認める事項について、市長に報告をするものとする。

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は，令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
(水戸市教育委員会における水戸市個人情報保護条例の施行等に関する規則の廃止)
- 2 水戸市教育委員会における水戸市個人情報保護条例の施行等に関する規則(平成 17 年水戸市教育委員会規則第 14 号) は，廃止する。

令和 5 年 3 月 30 日提出

水戸市教育委員会教育長 志 田 晴 美

議案第12号

水戸市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程

水戸市教育委員会事務決裁規程（昭和52年水戸市教育委員会規程第2号）の一部を次のように改正する。

別表第2教育企画課の部中「及び胸章」を削る。

付 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

令和5年3月30日提出

水戸市教育委員会教育長 志 田 晴 美

新旧対照表

教育部教育企画課

現行					改正（案）				
別表第2（第3条関係）					別表第2（第3条関係）				
課	事項	専決者			課	事項	専決者		
		部長	課長	課長補佐等			部長	課長	課長補佐等
教育 企画 課	(略)				教育 企画 課	(略)			
	(2) 職員証及び胸章の交付			○		(2) 職員証の交付			○
	(略)					(略)			
	(略)					(略)			
					<p>付 則</p> <p>この規程は、令和5年4月1日から施行する。</p>				

水戸市教育委員会文書取扱規程の一部を改正する規程

水戸市教育委員会文書取扱規程（昭和62年水戸市教育委員会規程第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第14号を次のように改める。

(14) 電子決裁 文書管理システムを使用して行う決裁をいう。

第2条第15号中「事務室」の次に「又は文書管理システム」を加え、同条第16号を次のように改める。

(16) 保存 保管を終えた文書を書庫若しくは事務室又は文書管理システムにおいて管理することをいう。

第2条第17号中「及び廃棄」を「、廃棄」に改める。

第10条第5号中「のうち」を「のうち文書管理システム及び」に改める。

第19条第1項中「(電子文書にあっては、紙に出力し)」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、文書管理システムにおいて管理する電子文書にあっては、受付印を押すことを要しないものとする。

第20条の見出しを「(事案の処理)」に改め、同条第1項中「の処理」の次に「(電子決裁によるものを除く。)」を加え、同条に次の1項を加える。

3 電子決裁により行う事案の処理について必要な事項は、別に定める。

第21条第2項第5号に次のただし書を加える。

ただし、電子文書の字句等を訂正する場合にあっては、この限りでない。

第22条第1項各号中「押印」を「承認」に改め、同条第2項を削る。

第30条の2第1項中「電子文書で」を「電子文書（電子契約に係るものを除く。）で」に改める。

第34条第3項中「媒体（」の次に「文書管理システム及び」を加える。

第35条第1項中「各号」の次に「(文書管理システムにおいて管理する電子文書にあっては、第1号に限る。)」を加える。

第37条の見出し中「保管文書」を「保管を終えた文書」に改め、同条ただし書を削る。

第38条第1項中「(以下「主管課保存文書」という。)」を削り、同条第2項を削る。

第39条第2項を削る。

第39条の2の見出し中「保管」を「保管文書」に改め、同条中「保管」を「保管文書（保管をされている文書をいう。以下同じ。）」に、「保存文書」を「保存文書（保存をされている文書をいう。以下同じ。）」に改める。

第43条第1項中「保存文書」を「保存文書（電子文書を除く。以下この条において同じ。）」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

(水戸市教育委員会電子決裁の試行運用のための文書の取扱いの特例に関する規程の廃止)

2 水戸市教育委員会電子決裁の試行運用のための文書の取扱いの特例に関する規程(令和4年水戸市教育委員会規程第6号)は、廃止する。

(水戸市教育委員会電子決裁の試行運用のための文書の取扱いの特例に関する規程の止に伴う経過措置)

3 この規程の施行前に前項の規定による廃止前の水戸市教育委員会電子決裁の施行運用のための文書の取扱いの特例に関する規程の規定により処理された事務は、この規程の施行後は、改正後の水戸市教育委員会文書取扱規程の相当規定により処理されたものとみなす。

令和5年3月30日提出

水戸市教育委員会教育長 志 田 晴 美

新旧対照表

教育部教育企画課

現行	改正（案）
<p>(定義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(1)から(13)まで (略)</p> <p>(14)削除</p> <p>(15)保管 主管課長，教育機関の長又は出先機関の長が，当該課，教育機関又は出先機関に係る文書を事務室において管理することをいう。</p> <p>(16)保存 総務法制課長が主管課長から文書を引き継いで書庫において管理し，又は教育機関の長若しくは出先機関の長が文書を事務室から書庫に置き換えて管理することをいう。</p> <p>(17)文書管理システム 電子計算機を利用し，文書の收受，起案，決裁，保管，保存及び廃棄その他文書管理に関する事務の処理を行うシステムをいう。</p> <p>(文書取扱主任の職務)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>(1)から(4)まで (略)</p> <p>(5) 電子文書のうち庁内ネットワークシステム（水戸市情報システムの管理運営に関する規則（平成19年水戸市規則第62号）第2条第1号イに規定する個別業務システム，同号ウに規定する庁内ネットワークシステム及びデジタルイノベーション課が設置するファイルサ</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(1)から(13)まで (略)</p> <p>(14)電子決裁 文書管理システムを使用して行う決裁をいう。</p> <p>(15)保管 主管課長，教育機関の長又は出先機関の長が，当該課，教育機関又は出先機関に係る文書を事務室又は文書管理システムにおいて管理することをいう。</p> <p>(16)保存 保管を終えた文書を書庫若しくは事務室又は文書管理システムにおいて管理することをいう。</p> <p>(17)文書管理システム 電子計算機を利用し，文書の收受，起案，決裁，保管，保存，廃棄その他文書管理に関する事務の処理を行うシステムをいう。</p> <p>(文書取扱主任の職務)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>(1)から(4)まで (略)</p> <p>(5) 電子文書のうち文書管理システム及び庁内ネットワークシステム（水戸市情報システムの管理運営に関する規則（平成19年水戸市規則第62号）第2条第1号イに規定する個別業務システム，同号ウに規定する庁内ネットワークシステム及びデジタルイノベーション課</p>

サーバをいう。以下同じ。)において管理するものの整理、保管、保存及び廃棄に関すること。

(配布文書の收受及び供覧)

第19条 文書取扱主任は、第18条第1項又は第2項の規定により文書の配布を受けたときは、当該文書を開封し(電子文書にあっては、紙に出力し)、刊行物、ポスターその他内容が軽易なものを除き、当該文書の左上余白に受付印(様式第1号)を押し、文書管理システムに必要事項を登録しなければならない。

2から6まで (略)

(起案用紙による処理)

第20条 事案の処理は、起案用紙(様式第2号)を用いて行わなければならない。ただし、定例又は軽易なものは、供覧用紙(様式第3号)により処理することができる。

2 (略)

(新設)

(起案の要領)

第21条 (略)

2 (略)

(1)から(4)まで (略)

(5) 字句等を訂正するときは、その箇所に訂正印を押しこと。

(合議)

第22条 (略)

が設置するファイルサーバをいう。以下同じ。)において管理するものの整理、保管、保存及び廃棄に関すること。

(配布文書の收受及び供覧)

第19条 文書取扱主任は、第18条第1項又は第2項の規定により文書の配布を受けたときは、当該文書を開封し、刊行物、ポスターその他内容が軽易なものを除き、当該文書の左上余白に受付印(様式第1号)を押し、文書管理システムに必要事項を登録しなければならない。ただし、文書管理システムにおいて管理する電子文書にあっては、受付印を押しことを要しないものとする。

2から6まで (略)

(事案の処理)

第20条 事案の処理(電子決裁によるものを除く。)は、起案用紙(様式第2号)を用いて行わなければならない。ただし、定例又は軽易なものは、供覧用紙(様式第3号)により処理することができる。

2 (略)

3 電子決裁により行う事案の処理について必要な事項は、別に定める。

(起案の要領)

第21条 (略)

2 (略)

(1)から(4)まで (略)

(5) 字句等を訂正するときは、その箇所に訂正印を押しこと。ただし、電子文書の字句等を訂正する場合にあっては、この限りでない。

(合議)

第22条 (略)

(1) 他の係長に合議するときは、主管係長の押印後とする。

(2) 他の課長、教育機関の長又は出先機関の長に合議するときは、主管課長、教育機関の長及び出先機関の長の押印後とする。

2 合議を受けた事案の結果を知ろうとするときは、「要再回」と朱書し、押印しなければならない。

(電子署名)

第30条の2 電子文書で教育企画課長が指定するもの（以下この条において「指定電子文書」という。）を施行するときは、電子署名を付与しなければならない。

2から4まで (略)

(現年度文書の管理及び報告)

第34条 (略)

2 (略)

3 電子文書のうち、紙に出力する必要がなく、当該電子文書が記録されている媒体（庁内ネットワークシステムに係るものを除く。以下「記録媒体」という。）で管理することが適当なものは、当該記録媒体を文書とみなし、前2項の規定を適用する。

(文書の編集)

第35条 完結した文書は、次の各号に定めるところにより、主管課、教育機関又は出先機関において編集しなければならない。

2及び3 (略)

(主管課における保管文書の引継ぎ)

第37条 主管課長は、保管を終えた文書を総務法制課長が指示する日ま

(1) 他の係長に合議するときは、主管係長の承認後とする。

(2) 他の課長、教育機関の長又は出先機関の長に合議するときは、主管課長、教育機関の長及び出先機関の長の承認後とする。

(削除)

(電子署名)

第30条の2 電子文書（電子契約に係るものを除く。）で教育企画課長が指定するもの（以下この条において「指定電子文書」という。）を施行するときは、電子署名を付与しなければならない。

2から4まで (略)

(現年度文書の管理及び報告)

第34条 (略)

2 (略)

3 電子文書のうち、紙に出力する必要がなく、当該電子文書が記録されている媒体（文書管理システム及び庁内ネットワークシステムに係るものを除く。以下「記録媒体」という。）で管理することが適当なものは、当該記録媒体を文書とみなし、前2項の規定を適用する。

(文書の編集)

第35条 完結した文書は、次の各号（文書管理システムにおいて管理する電子文書にあっては、第1号に限る。）に定めるところにより、主管課、教育機関又は出先機関において編集しなければならない。

2及び3 (略)

(主管課における保管を終えた文書の引継ぎ)

第37条 主管課長は、保管を終えた文書を総務法制課長が指示する日ま

で総務法制課長に引き継がなければならない。ただし、保存期間が3年若しくは1年の文書又は保管電子文書は、この限りでない。

(主管課における文書の保存)

第38条 前条の規定にかかわらず、主管課長は、完結した文書（保管電子文書を除く。）で事務処理上の規範となるもの若しくは執務のため常時閲覧する必要のあるもの又は保存期間が3年若しくは1年のもの（以下「主管課保存文書」という。）は、主管課で保存することができる。

2 主管課長は、保管を終えた保存期間が3年若しくは1年の文書又は保管電子文書を保存するときは、適切に保存しなければならない。

(教育機関又は出先機関における文書の保存)

第39条 (略)

2 教育機関の長又は出先機関の長は、文書を保存するときは、適切に保存しなければならない。

(保管又は保存文書に係る主管課等の変更)

第39条の2 主管課長、教育機関の長又は出先機関の長は、当該課、教育機関又は出先機関の事務分掌等に変更があった場合において、保管又は保存文書の主管の変更を伴うときは、速やかに当該文書の引継ぎを行わなければならない。

(保存文書の閲覧等)

第43条 保存文書を閲覧し、又は貸出しを受けようとする職員は、総務法制課長、主管課長、教育機関の長又は出先機関の長の承認を受けなければならない。

で総務法制課長に引き継がなければならない。

(主管課における文書の保存)

第38条 前条の規定にかかわらず、主管課長は、完結した文書（保管電子文書を除く。）で事務処理上の規範となるもの若しくは執務のため常時閲覧する必要のあるもの又は保存期間が3年若しくは1年のものは、主管課で保存することができる。

(削除)

(教育機関又は出先機関における文書の保存)

第39条 (略)

(削除)

(保管文書又は保存文書に係る主管課等の変更)

第39条の2 主管課長、教育機関の長又は出先機関の長は、当該課、教育機関又は出先機関の事務分掌等に変更があった場合において、保管文書（保管をされている文書をいう。以下同じ。）又は保存文書（保存をされている文書をいう。以下同じ。）の主管の変更を伴うときは、速やかに当該文書の引継ぎを行わなければならない。

(保存文書の閲覧等)

第43条 保存文書（電子文書を除く。以下この条において同じ。）を閲覧し、又は貸出しを受けようとする職員は、総務法制課長、主管課長、教育機関の長又は出先機関の長の承認を受けなければならない。

2から4まで (略)

2から4まで (略)

付 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。
(水戸市教育委員会電子決裁の試行運用のための文書の取扱いの特例に関する規程の廃止)
- 2 水戸市教育委員会電子決裁の試行運用のための文書の取扱いの特例に関する規程(令和4年水戸市教育委員会規程第6号)は、廃止する。
(水戸市教育委員会電子決裁の試行運用のための文書の取扱いの特例に関する規程の止に伴う経過措置)
- 3 この規程の施行前に前項の規定による廃止前の水戸市教育委員会電子決裁の施行運用のための文書の取扱いの特例に関する規程の規定により処理された事務は、この規程の施行後は、改正後の水戸市教育委員会文書取扱規程の相当規定により処理されたものとみなす。

水戸市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則

水戸市立図書館条例施行規則（平成28年水戸市教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項第1号を次のように改める。

(1) 白黒で複写したもの 1枚（両面に複写したものを交付するときは、片面を1枚として費用の額を算定する。次号において同じ。）につき10円

様式第1号中

「

白黒（B5, A4, B4）	枚
白黒（A3）	枚
カラー	枚

」を

「

白黒	枚
カラー	枚

」に改める。

付 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

令和5年3月30日提出

水戸市教育委員会教育長 志 田 晴 美

新旧対照表

教育委員会中央図書館

現行	改正（案）
<p>（費用の負担）</p> <p>第9条 複写資料の交付を受けようとする者は、図書館資料の複写に要する費用として、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額を負担しなければならない。</p> <p>(1) 白黒で複写したもの 次に掲げる用紙の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 産業標準化法（昭和24年法律第185号）に基づく日本産業規格（以下この号において「日本産業規格」という。）B列5番、A列4番及びB列4番の用紙 1枚（両面に複写したものを交付するときは、片面を1枚とする。次号において同じ。）につき10円</p> <p>イ 日本産業規格A列3番の用紙 1枚につき20円</p> <p>(2) (略)</p> <p>2及び3 (略)</p>	<p>（費用の負担）</p> <p>第9条 複写資料の交付を受けようとする者は、図書館資料の複写に要する費用として、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額を負担しなければならない。</p> <p>(1) 白黒で複写したもの 1枚（両面に複写したものを交付するときは、片面を1枚として費用の額を算定する。次号において同じ。）につき10円</p> <p>(2) (略)</p> <p>2及び3 (略)</p>

様式第1号（第8条関係）

図書館資料複写申込書兼領収証書（控）

年 月 日

指定管理者 様
（水戸市教育委員会）

氏 名

調査研究のため、図書館資料の複写の交付を受けたいので、次のとおり申し込みます。

資 料 名	複 写 ペ ー ジ
備考	
複写枚数	白黒（B5, A4, B4） 枚 白黒（A3） 枚 カラー 枚
領収金額	円

注1 図書館資料は、個人の調査研究の用に限り、一著作物の一部分を1部のみ複写することができます。

2 太枠の中を記入してください。.....

領収証書

図書館資料複写代金 様
金額 円
上記の金額を領収しました。

年度

領 収 印

様式第1号（第8条関係）

図書館資料複写申込書兼領収証書（控）

年 月 日

指定管理者 様
（水戸市教育委員会）

氏 名

調査研究のため、図書館資料の複写の交付を受けたいので、次のとおり申し込みます。

資 料 名	複 写 ペ ー ジ
備考	
複写枚数	白黒 枚 カラー 枚
領収金額	円

注1 図書館資料は、個人の調査研究の用に限り、一著作物の一部分を1部のみ複写することができます。

2 太枠の中を記入してください。.....

領収証書

図書館資料複写代金 様
金額 円
上記の金額を領収しました。

年度

領 収 印

付 則
この規則は、令和5年4月1日から施行する。